

# そうだん

## 心配ごと相談

社会的な問題や家庭内の悩みごとなどについて相談に応じます。

**期日** 4月27日(金)  
**時間** 午後1時30分～3時  
**場所** 総合センター  
**相談員** 町社協心配ごと相談員  
**問合せ** 社会福祉協議会 ☎62-4615

## 法律相談

金銭、親族間、賠償問題など法律問題でお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。(要予約)

**期日** 4月20日(金)  
**時間** 午後1時～4時  
**場所** 役場委員会室(3階)  
**対象** 町在住のかた  
**相談員** 竹中 宏明 弁護士  
(埼玉弁護士会熊谷支部所属)

**費用** 無料  
**予約** 総務課行政担当 ☎62-1231

※相談時間は30分以内。相談者がすでに弁護士を選任・訴訟中の事案、または町が紛争当事者となる事案は相談できません。

※相談日の1週間前までに申込みがない場合は中止します。

## 人権相談

いじめ・体罰・いやがらせ等の人権問題でお困りのかたは、お気軽にご相談ください。

**期日** 4月13日(金)  
**時間** 午前9時～正午  
**場所** 総合センター  
**相談員** 田島 伸一 人権擁護委員  
宮平 裕夫 人権擁護委員  
※交代する場合があります。  
**費用** 無料  
**問合せ** 総務課行政担当  
☎62-1231

## 障害者自動車等燃料費給付

すでに自動車等燃料費給付認定を受けている障害者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。

**給付金** 燃料1リットルにつき50円。  
1か月に自動車は20リットル分、  
オートバイは5リットル分まで。

**対象期間**  
平成29年10月～平成30年3月分

**持参品**  
・身体障害者手帳または療育手帳  
・運転されるかたの運転免許証(写)  
・車検証(写)  
・印鑑  
・燃料を購入したことがわかるもの  
(領収書など)

**請求** 4月10日(火)まで  
健康福祉課 福祉介護担当  
☎62-1233

※「福祉タクシー利用券」と重複して受けることはできません。

## 障害者の有料道路割引

通勤、通院などで、有料道路を利用される障害者のかたに、有料道路料金の割引があります。なお、事前の登録が必要です。

**対象**  
・障害者本人が運転する場合身体障害者手帳の交付を受けているすべてのかた  
・障害者本人以外のかたが運転し、障害者本人が同乗する場合身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたで、重度の障害(1種)を持つかた

**割引有効期間**  
・新規の場合  
申請日から2回目の誕生日まで  
・更新の場合  
申請日から3回目の誕生日まで

**持参品**  
・身体障害者手帳または療育手帳  
・自動車を運転するかたの運転免許証  
・登録する自動車の車検証  
※ETC搭載の自動車は、ETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるものが別途必要です。

**申請**  
健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 重度心身障害者医療費

身体障害者手帳1～3級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳④・A・B該当のかたなどへ保険診療の自己負担分を助成しています。

秩父郡市内の医療機関で受診した場合は、窓口支払いはありません。ただし、受診状況によっては窓口負担が必要になる場合があります。

秩父郡市外の医療機関で受診したときの医療費の請求は、重度心身障害者医療費請求書に領収書を添付して健康福祉課へ提出してください。

**申請先** 健康福祉課 福祉介護担当  
☎62-1233

## 身体・知的・精神障害相談

日常生活や経済的な悩み、公的サービスの受けかたなどの相談を受け付けています。

**期日** 月～金曜日(祝日を除く)  
**時間** 午前9時～午後5時  
**場所**

### 身体障害関係

カーサ・ミナノ  
皆野町国神421

### 知的障害関係

さやかサポートセンター  
秩父市熊木町12-21

### 精神障害関係

秩父市寺尾1449

**費用** 無料

**問合せ** 秩父障害者総合支援センター  
「フレンドリー」  
身体障害関係☎26-7102  
知的障害関係☎21-7171  
生活支援センター「アクセス」  
精神障害関係☎24-1025

## 障害者の就労・労働相談

**期日** 月～金曜日(祝日を除く)  
**時間** 午前9時～午後5時  
**場所** さやかサポートセンター  
秩父市熊木町12-21

**費用** 無料

**問合せ** 秩父障害者就労支援センター  
「キャップ」☎21-7171

上記3つの事業所は町が委託している事業所です。